

# 第1章 保健医療計画の基本的事項

## 第1節 保健医療計画策定の趣旨

医療計画制度は、昭和60年の医療法改正により導入され、本県では、地域医療が衛生や予防など保健の領域にも深く関わることから、昭和63年の高知県地域保健医療計画以来「保健医療計画」として策定し、以降5年ごとの見直しを行ってきました。

この間、高齢化の進展や生活習慣病の急増など疾病構造の変化、医療技術の進歩や県民の医療に対する意識の変化など、医療を取り巻く環境は大きく変わってきました。

こうした背景の下、それぞれの地域において、県民が地域で安心して暮らすことができる医療提供体制を維持、充実させるためには、医師や看護師などの医療従事者の確保や、在宅医療の推進に向けた多職種間の連携強化など、保健と医療、福祉のそれぞれの分野での取組を強化するとともに、切れ目のない医療提供を目指す必要があります。

第6期となるこの高知県保健医療計画では、これまで医療連携が特に必要とされてきた4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）に新たに精神疾患を加え、5事業（救急医療、周産期医療、小児救急を含む小児医療、へき地医療、災害時における医療）と合わせた「5疾病5事業」について、医療連携体制や政策目標を明らかにすることとし、また、在宅医療についても、5疾病5事業と並んで医療提供体制を確保するための現状と課題、そして今後の対策と具体的な施策を明確に示すこととしました。

今後は、この計画に基づいて、行政と医療関係者が保健・医療の充実に取り組み、その結果を検証し、また新たな課題にも対応するなど政策循環につなげることで、「日本一の健康長寿県構想」の目標である、県民が住み慣れた地域でいつまでも健康で暮らし続けることができる高知県を目指します。

#### 【医療計画制度に関する医療法等改正の主な経緯】

昭和 60 年 第 1 次改正

医療資源の地域偏在の是正と医療施設の連携の推進を目指すため医療計画制度を導入。  
二次医療圏ごとに必要病床数を設定。

平成 9 年 第 3 次改正

医療機関の役割分担の明確化及び連携の推進のため医療計画制度の充実を図る。また、二次医療圏ごとに医療関係施設間の機能分担、業務連携等を記載。

平成 12 年 第 4 次改正

基準病床数へ名称を変更。療養病床及び一般病床を創設。

平成 18 年 第 5 次改正

4 疾病 5 事業の具体的な医療連携体制を位置付け。

平成 24 年 医療法施行規則改正

医療計画に医療連携体制を位置付ける疾病等に新たに精神疾患と在宅医療を追加し、「5 疾病 5 事業及び在宅医療」とする。

## 第 2 節 計画の基本理念

県民、医療機関、関係団体、行政などが共通の認識のもとに、『県民誰もが安心して医療を受けられる環境づくり』を目指します。

○県の医療政策の基本指針となる計画

○県民や医療機関、関係団体の活動の指針となる計画

## 第 3 節 計画の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

## 第 4 節 関連する他の計画

本計画に関連する保健と医療、福祉の分野では法や条例などに基づきそれぞれ図表 1-1 に示す計画や構想があります。これらの計画などの実行においては、日本一の健康長寿県構想を基に、本計画とも整合をとって取組を進めます。

(図表 1-1) 保健医療計画に関連する主な計画

